

八尾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の 支給について

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給は、改修前に事前申請が必要です。なお、介護保険の給付対象となるか不明確なケースについては事前に高齢介護課にご相談の上、申請を行ってください。

また、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる場合は、必ずご相談のうえ、手続を行ってください。

八尾市健康福祉部高齢介護課
（令和7年1月改訂）

目次

	ページ数
はじめに	1
介護保険住宅改修施工業者の方へ	2
第1部 概要	4
1 利用できる方	4
2 支給要件	4
3 支給限度基準額	5
4 負担割合	7
5 支給方法	8
6 支給対象となる住宅改修の内容	9
【厚生労働大臣が定める種類の住宅改修（種類告示）】	
7 介護保険住宅改修を行う場合の注意点	11
8 マイナンバーの取扱いについて	14
第2部 支給申請手続	15
手続の流れ	15
1 事前申請	16
2 着工	22
3 支給申請	22
4 その他	24
見積書作成例	25
図面作成例	26
事前申請書記入例	27
支給申請書記入例 受領委任払用	28
支給申請書記入例 償還払用	29
領収書作成例	30
【様式】住宅改修実施承諾書	32
【様式】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給にかかる 住宅改修 改修（前・後）写真添付用紙 写真現像用	33
【様式】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給にかかる 住宅改修 改修（前・後）写真添付用紙 プリントアウト用	34

第 3 部	理由書の書き方について……………	35
第 4 部	八尾市介護保険住宅改修に関するQ & A……………	41

はじめに

この冊子は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成しました。介護保険住宅改修の概要、対象工事、支給手続、注意点等をまとめておりますので、介護保険住宅改修を行う際は、本冊子を必ず熟読ください。

本冊子に記載されている内容については、遵守していただき、手続等を行ってください。

必要に応じて、追加書類の提出や既に提出している書類の補正等を求める場合があります。求めに応じない場合は、居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。速やかに住宅改修費の支給決定が行えるようご協力をお願いします。



八尾市介護保険住宅改修費支給に関する取り扱いをよく理解のうえ申請して下さい。

介護保険住宅改修施工業者の方へ

介護保険住宅改修は、被保険者の方が住み慣れた居宅で安心して暮らせるようにするため、被保険者の申請により介護保険から給付を行います。20万円の支給限度基準額が定められていますが、複数回に分けて利用することができます。将来、被保険者の心身の状況に変化が生じることも考慮に入れて、必要最小限の改修工事を適切に行ってください。

◎介護保険の住宅改修費の支給は法律に基づく保険給付です。

住宅改修費の支給は、介護保険料等を財源とした保険給付です。その保険給付を受けるためには、定められたルールに従う必要があります。ルールに従わない場合、住宅改修費の支給が遅れたり、被保険者の方が支給を受けられない事態になります。施工業者自身が制度を熟知し、被保険者が不利益を被ることのないようにしてください。

◎被保険者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください。

介護保険住宅改修は、一般的なりフォームとは異なります。被保険者の要望だけを聞くのではなく、心身の状況や家屋状況に応じた専門の見地から見出した真のニーズに基づき、適切かつ将来を見据えた改修を行ってください。

また、手すり等のサンプルを持参するなど、想定される使用状況について、被保険者とシミュレーションを行い、最適な改修を行ってください。

施工業者側の都合で、本来、必要のない改修工事を行うことは被保険者の将来の住宅改修工事を受ける機会を奪うことにつながりますので、絶対にしないでください。

◎介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）等他の専門職との連携を図ってください。

介護保険住宅改修は、施工技術だけではなく、介護保険の専門知識を必要とします。また、介護保険においては、住宅改修は、居宅サービスの一つとされており、被保険者にまつわる他のサービスとの連携を図る必要があります。必ず担当のケアマネジャーや医療、保健・福祉関連の専門職と連携して、改修工事を進めてください。

安易に改修工事を行うのではなく、必要に応じて、居宅サービスの一つである福祉用具の購入又は貸与で対応できるものがないかを他の専門職との連携を通じて検討してください。

◎被保険者に対し、改修内容や契約内容について十分な説明を行ってください。

住宅改修の必要性、その内容、価格など被保険者にとって必要な情報は全て正確に開示し、被保険者との合意を形成してください。必要に応じて介護者や家族等の関係者を交えて、十分に説明し、理解を得てください。

◎被保険者にとって信頼できる施工業者になるために、以下のことにご注意ください。

○心身の状況を考慮した改修プランを提案していますか。

○アフターサービスがしっかりしていますか。

○予算に応じた改修内容になっていますか。

○改修にまつわる説明（費用、改修内容等々）がきちんと行われていますか。説明を求めた場合に、納得のいく回答をしていますか。



コミュニケーションはしっかりと！！

第1部 概要

住宅改修費は、要介護（支援）状態になった方が、住み慣れた居宅において自立し、安心して日常生活を営むことができるように支給される介護保険給付です。このため、住宅改修費の支給に際しては、被保険者の心身の状況、住宅状況、日常生活の様子等、総合的に判断して、決定を行います。

「住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」となっています。（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

また、被保険者が安心して日常生活を営むことができるようにするという観点では、福祉用具の利用（貸与及び購入）などの他の介護サービスの利用も含めて総合的に考え、検討することも必要です。

1 利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定を受け、在宅で生活されている被保険者の方。
※非該当（自立）の方は対象外です。



入院中・入所中も注意！！

2 支給要件

○被保険者が現に居住する住宅であり、かつ被保険者証に記載されている住所地であること。

○被保険者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修であると認められること。

○改修内容が住宅改修費の支給対象となる内容であること。（9ページ参照）

ただし、改修前の事前申請が無い場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

3 支給限度基準額

要介護状態区分に関係なく、居住する住宅（原則として、被保険者証に記載されている住所地）に対して要介護（支援）者一人当たり20万円です。ただし、1割（一定以上所得者は2割または3割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円（2割負担の場合16万円、3割負担の場合14万円）が上限となります（p.7「4 負担割合」参照ください）。支給限度基準額（20万円）を超える改修を行った場合、その超えた部分については、全額自己負担となります。

20万円の支給限度基準額の範囲内で複数回に分けて利用することができ、2回目以降の支給限度基準額は、前回改修までの残額となります。

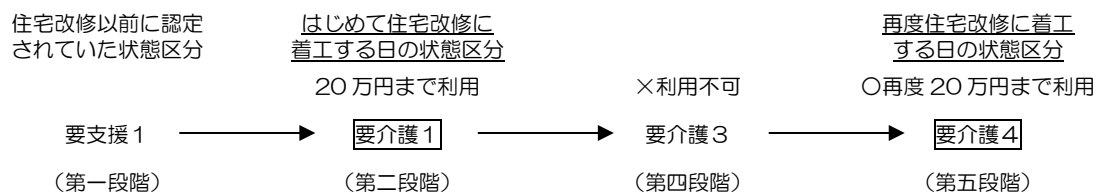
【規定の例外となる場合】（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号参照）

<3段階リセット>

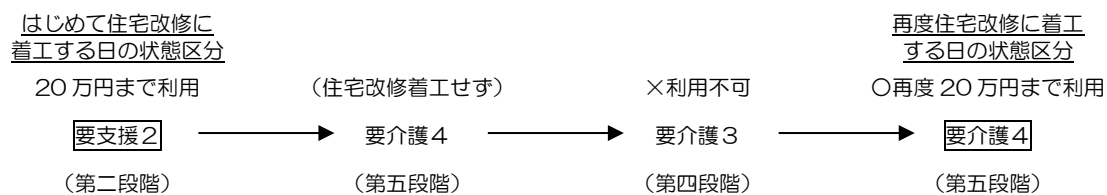
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要度の段階」が3段階以上上がった場合は、1回に限り、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

要介護等状態区分	「介護の必要の程度」の段階
要介護5	第六段階
要介護4	第五段階
要介護3	第四段階
要介護2	第三段階
要支援2又は要介護1	第二段階
要支援1又は経過的介護	第一段階

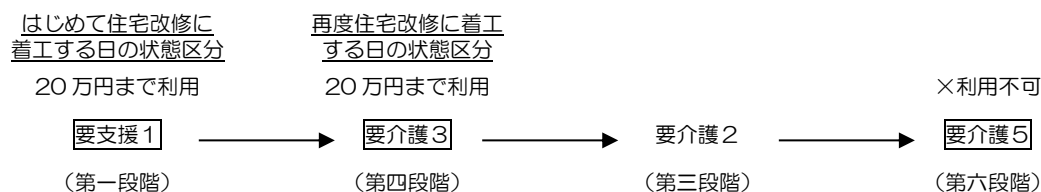
例1



例2



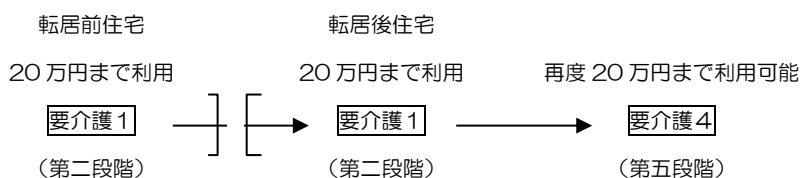
例3



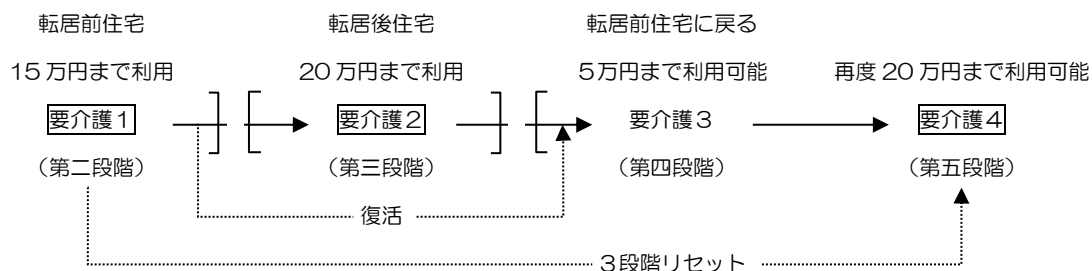
<転居リセット>

転居した場合には、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることが可能となります。「転居リセット」は、「3段階リセット」に優先して適用されます。転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活します。

例4



例5



4 負担割合

介護保険で認定を受けた人には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。

介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載されている「1割」、「2割」または「3割」が利用者負担になります。

1 利用者負担の決まり方

利用者負担割合（第1号被保険者）

本人の合計所得金額が [※] 220万円以上	下記以外の場合		3割
	同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の 年金収入＋その他の合計所得金額が [※]	単身は340万円未満	2割
		2人以上は463万円未満	
本人の合計所得金額が [※] 160万円以上	下記以外の場合		2割
	同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の 年金収入＋その他の合計所得金額が [※]	単身は280万円未満	1割
		2人以上は346万円未満	
本人の合計所得金額が [※] 160万円未満			1割

※なお、要介護・要支援認定を受けている方で、第2号被保険者（40～64歳）、市民税非課税者、生活保護受給者については、所得に関わらず1割負担となります。

2 適用期間

負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

3 負担割合証の記載内容

介護保険負担割合証には、利用者の住所や氏名、生年月日、利用者負担の割合などが記載されています。

介護保険負担割合証

交付年月日 年 月 日

番号

被保険者住所

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日 性別

割 開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

割 開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日

保険者番号並びに保険者の名称及び印

272120

八尾市

八尾市本町一丁目1番1号
電話 (072) 991-3881
FAX (072) 924-1005

◆住所・氏名など

住所・氏名・生年月日などを確認してください。

◆利用者負担の割合

サービスを利用するときに支払う利用料の負担割合（1割～3割）が記載されています。負担割合が適用期間内に変更となる場合は、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

◆適用期間

領収日時点で有効な負担割合証であるか確認をしてください。



ピンク色の証を確認！！

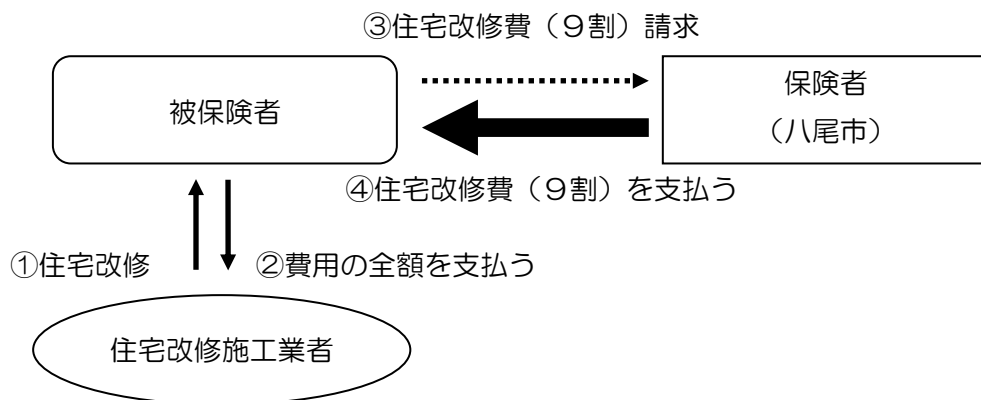
5 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2通りあります。

1 償還払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の全額（10割）を支払い、その後、八尾市から改修費用（9割、8割または7割）を保険給付分（上限18万円、16万円または14万円）として、償還（払戻し）を受けるものです。

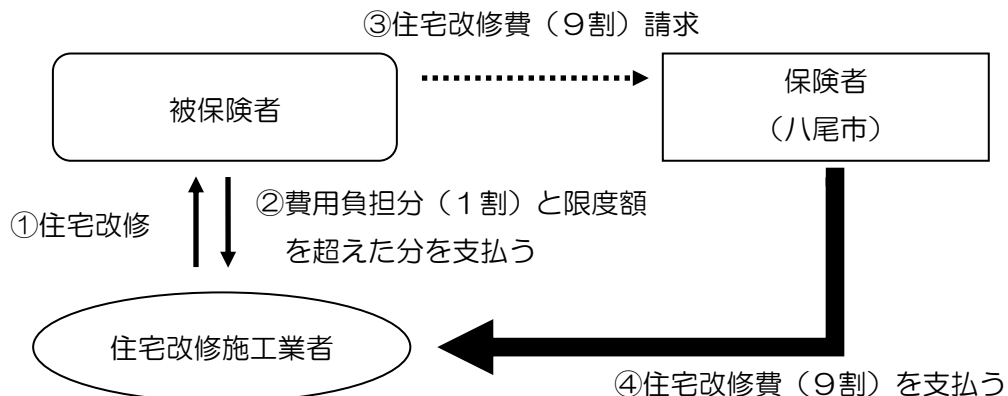
【償還払い】 例）1割負担者の場合



2 受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の利用者負担（1割～3割）分と限度額を超えた分を支払い、その後、八尾市が9割、8割または7割の保険給付分（上限18万円、16万円または14万円）を施工業者に支払うものです。

【受領委任払い】 例）1割負担者の場合



<受領委任払いでの支給ができない場合>

- ・介護保険の給付制限を受けている場合

6 支給対象となる住宅改修の内容【厚生労働大臣が定める種類の住宅改修（種類告示）】

- (1) 手すりの取付け（告示第1号）
- (2) 段差の解消（告示第2号）
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（告示第3号）
- (4) 引き戸等への扉の取替え（告示第4号）
- (5) 洋式便器等への便器の取替え（告示第5号）
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（告示第6号）

介護保険の給付対象となる住宅改修の取扱いについて

（平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

種類	内容
1 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。 なお、福祉用具貸与に係る「手すり」（取付けに際し工事を伴わないもの）に該当するものは除かれる。
2 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。 ただし、福祉用具貸与に係る「スロープ」又は福祉用具購入費の対象となる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。
4 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとし

	た場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。 また、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となる。
5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。 ただし、福祉用具購入費の対象となる「腰掛便座」の設置は除かれる。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。
6 その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	それぞれ以下のものが考えられる。 (1) 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 (2) 段差の解消 浴室の床の段差の解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 (3) 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 (4) 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 (5) 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

7 介護保険住宅改修を行う場合の注意点

1 介護保険住宅改修の全般的な注意点

同じ要介護状態区分であっても、被保険者の心身の状況、住環境やその日常生活の様子等はそれぞれ異なります。住宅改修費の支給の可否は、住宅改修理由書に記載された個々の被保険者の心身の状況、住環境等を勘案したうえで、改修内容について審査を行います。

つまり、住宅改修費の支給の可否は同じ改修内容であっても、被保険者によって異なるものであることをご理解ください。



同じような工事内容であっても
ケースバイケースで判断されます！！

(1) 対象外となる工事

ア 用具を置くだけ（固定しない式台の設置等）の場合

住宅改修費の支給は、改修工事を伴うものが対象となります。

イ 単なる老朽化や物理的・科学的な摩耗、故障が原因で行う改修工事

ウ 住宅を新築する場合

エ 増築して、新たに居室を設ける場合

(2) 一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合

住宅改修費の支給限度基準額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅について、同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、それぞれの被保険者ごとに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請してください。

2 住宅改修の種類と類似した福祉用具について

福祉用具貸与の「手すり」	居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
福祉用具購入にある入浴補助用具としての「入浴用手すり」	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
「すのこ」による段差解消⇒福祉用具購入にある入浴補助用具としての「浴室内すのこ」、「浴槽内すのこ」	「浴室内すのこ」 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 「浴槽内すのこ」 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
福祉用具貸与としての「スロープ」	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

上記の表に該当する場合は、原則として福祉用具貸与又は購入の対象となります。

なお、上記の表の「すのこ」及び「スロープ」は、本来固定するものではないので、固定しても住宅改修の対象となりません。

※特定（介護予防）福祉用具販売の指定を受けた事業者から特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

3 その他改修工事についての注意点

（１）付加機能が付いた製品を設置した場合について

「いす付き手すり」や「シャワーハンガー付き手すり」等の介護保険住宅改修の対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、対象部分と対象外部分の費用を按分したうえで、対象部分のみを認めることができます。費用を按分できない場合は、住宅改修の支給対象外とします。

（２）複数の機能が備わった製品を設置した場合について

「手すり付き式台」等の介護保険住宅改修の対象となる部分が複数備わった製品を設置する場合は、そのどちらも被保険者にとって必要な住宅改修であれば認められます。なお、理由書にはそれぞれの改修についての必要性を明確に記載してください。

（３）介護保険住宅改修における「固定」について

住宅改修は、施工により取り付けられるものが居宅内及び敷地内に固定されている必要があります。利用者が安全に使用いただく上で重要となりますので、想定される固定の方法と支給対象の可否等は、下表を参照ください。

固定の方法	支給対象の可否	判断理由及び注意事項
ネジや釘による 固定	支給対象となります。	住宅改修における原則的な固定方法です。 ただし、屋外・浴室等の水がかかるところでは、サビ・劣化等が予想されるため、十分に強度を確保すること。
接着剤による 固定	支給対象となります。	耐久性能（強度）のある接着剤を使用すること。 （強度の耐久保持期間が有期限のものは対象になりません。住宅改修は、利用者が終生利用できることを前提とした制度です。） 屋外・浴室等の水がかかるところでは、耐水性能のある接着剤を使用することで支給対象。
マジックテープ 等による固定	原則、支給対象となりません。	耐久性、強度面から「固定」とは認められません。 ただし、階段の踏面に滑り止めを設置するために使用する場合は、対象となることがあります。

※「固定」に際しては、安全性を十分に確保してください。なお、これ以外の方法でも、固定の強度が確保されるのであれば支給対象となることがあります。具体的な資料を持参の上、高齢介護課の窓口までご相談ください。

（４）「洋式便器等への便器の取替え」の際の腰掛便座の取り付けについて

既存の和風両用便器に対し、腰掛便座を取り付ける工事は、原則として、介護保険住宅改修の対象外となりますが、配管工事を伴う腰掛便座を取り付けることを考えている事例においては、介護保険住宅改修の支給対象と認めることができます。

（５）「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」の際のタイルカーペットについて

接着剤等で固定すること（施工）が必要です。固定することにより、介護保険住宅改修の支給対象と認めることができます。また、安全性の問題から考慮しても、タイルカーペットを置くだけのものは、介護保険の住宅改修として認められません。

8 マイナンバーの取扱いについて

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野の手続きでマイナンバー（個人番号）の利用が開始されます。介護保険分野においても、平成28年1月以降は各種届出等の申請の際にはマイナンバーの記入が必要となります。

これにより、申請や届出の様式が一部変更になりますので、平成28年1月以降の申請からは順次、新様式をご利用ください。また、申請受付の際記載されているマイナンバーについて番号確認と本人確認を行います。

1 申請書への記入について

マイナンバーが記載されている場合、マイナンバーの確認と本人確認が必要となりますので、下記の確認書類の提示が必要となります。なお、マイナンバーが分からない場合などで記載されていない場合でも従前どおり受付を行います。

2 確認書類

【本人が来庁して申請する場合】

マイナンバー確認書類	本人確認書類
① 個人番号カード（1枚で両方の確認書類を兼ねています。）	
② ①が用意できない場合（いずれか1つ） ・通知カード ・マイナンバー入りの住民票の写し	② ①が用意できない場合（いずれか1つ） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署から発行、発給された書類等で写真の表示等の措置が施されているもの
	③ ①、②が用意できない場合（いずれか2つ） ・介護保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・年金手帳

【代理人が来庁して申請する場合】

代理権の確認書類	代理人の確認書類	本人のマイナンバー確認書類
・法定代理人の場合：戸籍謄本 など ・任意代理人の場合：委任状 ※上記書類が用意できない場合等は本人の介護保険被保険者証	・個人番号カード（いずれか1つ） ・上記本人確認書類②と同様の書類	・個人番号カード（写し可） ・通知カード（写し可） ・マイナンバー入りの住民票の写し（いずれか1つ）
	※上記書類が用意できない場合 ・上記本人確認書類③と同様の書類（いずれか2つ）	

第2部 支給申請手続

住宅改修費は、事前に高齢介護課の窓口にて必要書類を揃えて申請・審査を受け、工事終了後に認められた場合に支給されます。

受付窓口：市役所本館2階「7番窓口（高齢介護課）」

<手続の流れ>

ケアマネジャーに相談

心身の状況、日常生活の動線、住宅の状況、福祉用具の利用、住宅改修予算等について相談します。



利用者、ケアマネジャー、住宅改修業者との打ち合わせ及び再確認

安全で安心な生活を送るためには、「どんな場所に」「どのような形で」「どのような改修を」行うのか。金額は工事に見合うものか。



事前申請を行う <詳細は 16ページ を参照>



着工・完成 <詳細は 22ページ を参照>

支払い

住宅改修工事完了後、被保険者は施工業者に工事代金を支払う。「償還払い」の場合は工事代金全額、「受領委任払い」の場合は利用者負担（1割～3割）分と限度額を超えた分。



住宅改修費の支給申請を行う <詳細は 22ページ を参照>



支給決定通知の送付及び住宅改修費の支給

審査、給付決定にもとづき「償還払い」の場合は本人宛てに支給決定通知を送付し、本人指定口座に住宅改修費を振込み。「受領委任払い」の場合は本人及び受領委任払い事業者宛てに支給決定通知を送付し、住宅改修業者へ住宅改修費を振込み。

1 事前申請

以下の書類を提出してください。なお必要書類が揃っていない場合には、申請内容についての確認を行いませんので、ご注意ください。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書（以下「事前申請書」という。）
- (2) 見積書
- (3) 図面
- (4) 改修前の写真（日付入り）
- (5) 住宅改修が必要と認められる理由書（以下「理由書」という。）
- (6) 住宅所有者の承諾書

必要書類を提出いただき、提出書類と申請内容の確認後、受付から概ね 1 週間程度で工事着工の可否等をお知らせする通知「住宅改修事前申請承認（非承認）通知書」を申請届出者に対して送付します。

事前申請の受付日から2週間経っても届かない場合は、高齢介護課まで連絡をお願いします。2週間以上経過してからの連絡の場合は「住宅改修事前申請承認（非承認）通知書」の再発行はできません。

※ 個人情報が記載された書類となります。取り扱いには十分ご注意ください。

※ 支給申請時、「住宅改修事前申請承認（非承認）通知書」が必要になります。



事前申請をしてから工事着工の可否通知が届くまで時間を要します。
事前申請は余裕をもって申請しましょう！

※これ以降は、それぞれの書類についての詳しい説明となります。熟読のうえ、誤りのないよう事前申請を行ってください。

1 事前申請書（記入例は27ページ参照）

- ア 申請者は、被保険者です。
- イ 申請日、着工予定日等の記入漏れが無いが、ご確認ください。
- ウ 改修費用（総額）には、見積書に記入されている合計額を記入します。
- エ 届出者は、施工請負業者が行う場合は業者名及び担当者氏名、ケアマネジャーが行う場合は事業所名及び担当ケアマネジャー氏名を記入してください。
- オ 住宅所有者を記入します。住宅所有者が本人もしくは配偶者以外の場合は別途承諾書が必要となります。（承諾書は32ページ参照）
- カ 被保険者の現在の所在について記入します。なお、被保険者が「入院・入所中」の場合、「退院・退所予定日」も記入します。
- キ 支給方法は、支給申請時に「受領委任払い」か「償還払い」のどちらで申請するのか、○で記入してください。
- ク 申請時に受理確認のための受付印が必要な場合は、コピーを持参あるいは郵送していただくと、受付印を押させていただきます。郵送の場合のみ、切手貼付した返信用封筒を同封してください。

2 見積書（記入例は25ページ参照）

- ア 宛名は必ず被保険者（フルネーム）にしてください。
- イ 見積書作成日・施工者名・連絡先をお願いします。
- ウ 改修箇所毎に内容及び規模を記載して、番号は住宅改修計画図面の改修箇所に合わせて記載してください。
また、工事一式とはせずに材料費、施工費の内訳を記入してください。（施工費の内訳とは撤去費・給水管移設・排水管移設・床組木工事・床CF工事など）工事一式で記入されている場合は、見積書の訂正を依頼しますので、ご注意ください。
- エ 既製品はメーカー名・商品名・品番・サイズ・部材定価・数量等を明記してください。メーカーの製品を使用する場合は、必ず仕様、寸法等がわかるカタログや資料を添付して使用部分がわかるよう印をつけてください。
- オ 使用する部材は、実際に使用するサイズや数量で按分計算して見積りしてください。按分されていない場合は、見積書の訂正を依頼しますので、ご注意ください。
- カ 浴室の改修でシステムバスに入替えの場合は、改修部分についてメーカー作成の内訳書を添付し、それに基づいた見積りをお願いします。
- キ 住宅改修費の支給対象工事に併せて支給対象外の工事も行われる場合は、住宅改修費の「支給対象分」と「支給対象外分」が分かるように区別して作成してください。

ク ウォシュレット機能付きの便座を設置する際などに必要となる配線工事等は対象外となります。

ケ 書類作成料・申請手数料等は支給対象となりませんので、ご注意ください。

3 図面（記入例は26ページ参照）

ア 全体図と合わせて、必要に応じて改修箇所の拡大図、立面図、平面図、断面図等を添付してください。

イ 改修箇所がわかるように、番号を付してください（見積書に付与している番号と対応させてください）。

ウ 改修の種類（手すりの取付け、段差の解消等）及び規模（寸法等）を記載してください。

エ 改修の種類ごとの注意点については下記を参照ください。

【手すりの取付け】

○手すりの材質（木製等）・形状（L型等）・寸法（長さ・太さ等）を記載してください。

○補強板等を使用する場合は、その寸法（厚さ・幅・長さ等）も記載してください。

○階段手すり等の寸法は、実寸法（斜めの距離）を記載してください。

○手すり等を設置する取付位置（高さ）が決まっている場合には、床面からの寸法も記載してください。

【段差の解消】

○踏台等を設置する場合は、材質・幅・奥行・高さ・固定方法等を記載してください。

○敷居の撤去・床嵩上げ等の場合は、改修前と改修後の「基準点からのレベル（高さ）」を記載してください。

○床嵩上げの場合は施工面積も記載してください。

【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

○使用材料及び面積や高さ等が分かるよう寸法を記載してください。

【引き戸等への扉の取替え】

○開き戸から折れ戸等への変更は、改修前と改修後の有効開口寸法を記載してください。

（折れ戸の場合は「たたみしろ」、引き戸の場合は「引き残し」を省いた部分が有効開口寸法となります。）

【洋式便器等への便器の取替え】

○改修前・改修後に分けて図面を描いてください。

○和風両用便器から洋式便器への取替えの場合のタイル補修・クロス施工等は段差接触面のみ対象となります。

4 改修前の写真（様式は 33・34 ページ参照）

ア 撮影した日が確認できるようにしてください。

※撮影日がないと受付できませんのでご注意ください。

※黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをしてください。日付機能があるカメラで撮影した写真では受付できません。

※施行箇所が黒板や紙等で隠れないように撮影してください。

イ 改修箇所がわかるように、番号を付してください（見積書・図面に付与している番号と対応させてください）。

ウ 改修箇所と改修内容が確認できるようにしてください。

どこの箇所を、どのような工事をする予定（工事をした）かを写真で確認しますので、場所が特定できる写真を用意してください。固定物が写っていると場所の特定がしやすくなります。

エ 改修前の写真と改修後の写真は同じアングルで撮影してください。

オ 施工箇所がすべて写るアングルで改修前写真を撮影してください。

カ 改修の種類ごとの注意点については下記を参照ください。

キ 写真は原則として写真添付用の様式に貼り付けて提出してください。

※写真データを印刷して提出する場合、所定の様式以上のサイズであれば代替えて提出も可能

【手すりの取付け】

○改修前の写真と改修後の写真ともに、取り付け箇所全体が写るようにしてください。

（階段など長い手すりでは1枚では入りきらない場合、複数枚撮影してください。）

○可能であれば取り付け位置にマスキングテープ等で目印をしてください。

○既存の手すりの太さや設置の高さが合わずに手すりを新設する場合などは、既存の手すりの太さや設置の高さ等がわかるようにスケールをあてた写真を撮影してください。

【段差の解消】

○段差部分の全体写真、改修前の写真と改修後の写真と見比べて段差解消が確認できるようスケールをあてた写真も撮影してください。

○踏台設置などは、固定部分が確認できる写真もつけてください。

（踏台内部で固定される場合は固定状況が分かるよう工事中の写真もつけてください）

【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

○変更する「範囲」がわかるような写真を用意してください。

（四角い部屋なら四隅が写ったもの、荷物などがある場合は、工事直前に荷物を片付けた状態で写真を撮ってください。）

【引き戸等への扉の取替え】

○扉全体を写してください。若干扉を開いた状態にすると、引き戸か開き戸か、どちらの方向に扉が開くのかを確認しやすくなります。

【洋式便器等への便器の取替え】

○事前では和式便器が写っているものがが必要です。

（据置式の便器をかぶせて使用している場合は、据置式の便器の使用では対応できない理由を理由書に記載していただき、その妥当性を判断することになります。）

【その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修】

○見積りと照らし合わせながら、それぞれの場合について必要な写真を用意してください。

○床の嵩上げの際の下地工事や手すりの取り付けの際の壁内部の補強をする場合など、事後の写真だけでは確認できない部分は工事中の写真もつけてください。工事中の写真がない場合は保険給付の対象外となる場合があります。

※遠すぎて判別できない、近すぎて改修箇所がわからないといったことがないようにお願いします。（必要に応じて遠近の写真を複数枚提出してください。）

※その他、手ぶれ、ピントがあっていない、暗すぎる等、判別できない場合は、撮り直しをお願いします。

※写真は、現場確認に代わるもので、施工確認のうえで重要なものです。支払手続を円滑に行うためにもご協力願います。施工の確認ができない場合は、住宅改修費を支給できないことがあります。

※必要に応じて工事中の写真など追加でお願いする事があります。

5 理由書

原則として、担当のケアマネジャーが被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を確認して記入します。

担当のケアマネジャーがいない場合は、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー、本市の委託を受け住宅改修についての相談・助言等を行っている専門家、本市へ登録している福祉住環境コーディネーター２級以上の者も記入いただけます。

6 住宅所有者の承諾書（様式は 32 ページ参照）

住宅改修を行う被保険者と、当該住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要です。なお、住宅の所有者が本人もしくは配偶者の場合は承諾書は必要ありません。

ア 住宅の所有者が親族の場合もしくは賃貸住宅の場合は「住宅改修実施承諾書」

イ 市営・府営住宅等の場合には模様替え等の承認通知書等

※承諾書に記入日の記載がない場合、受付できませんのでご注意ください。

2 着工

必ず「住宅改修事前申請承認（非承認）通知書」で「着工の可否」を確認してから着工してください。必要書類が揃っておらず「保留」となっている状態で着工された場合は、住宅改修費を支給できませんのでご注意ください。

- ア 事前申請後に改修内容に変更が生じた場合や、やむを得ず、現場で変更が必要となった場合などには、必ずご連絡ください。変更届の提出が必要となる場合があります。無断で変更した場合は、住宅改修費を支給できないことがあります。
- イ 施行後では確認できない写真（根太・大引工事、下地補強など）は必ず施行中の写真を撮影してください。写真がない場合は住宅改修費を支給できないことがあります。



工事内容に変更が生じる場合は**必ず事前**に高齢介護課にご連絡ください。
連絡がないまま変更をおこなった場合は、
保険対象外となることがあります。
また、事前申請と異なる場合は、「変更届」
が必要になります。

3 支給申請

以下の書類を提出してください。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（以下「支給申請書」という。）
- (2) 領収書（原本）
- (3) 改修後の写真（日付入り）
- (4) 住宅改修事前申請承認（非承認）通知書
- (5) その他高齢介護課より依頼した書類

※これ以降は、それぞれの書類についての詳しい説明となります。熟読のうえ、誤りのないよう支給申請を行ってください。

1 支給申請書（記入例は 28・29 ページ参照）

支給申請書は受領委任払い用、償還払い用とありますので、支払方法にあわせて支給申請書を使用してください。なお、償還払いの場合は被保険者の口座をご記入ください。

- ア 申請者は、被保険者です。
- イ 申請日、着工日、完成日等の記入漏れが無いが、ご確認ください。
- ウ 改修の内容、箇所及び規模を記入します。
- エ 改修費用には、総額及び介護保険支給対象分を記入します。
- オ 事前申請時、入院中・入所中であった場合は、住宅改修事前申請承認（非承認）通知書の備考欄に退院日・退所日を記載の上、提出をお願いします。

2 領収書（見本は 30・31 ページ参照）

「領収書原本」は提出書類と申請内容の確認後、
「受付完了票」に同封のうえ被保険者に対して送付します。

- ア 宛名は、必ず被保険者氏名にしてください。
- イ 必ず原本を持参してください。
- ウ 領収日は工事完了後とします。
- エ 領収金額欄については 30 ページの【領収書作成例】を参照してください。
- オ 領収金額が 5 万円（消費税を除く。）以上の場合は、収入印紙を貼付し、消印を押してください。

3 改修後の写真（日付入り）（様式は 33・34 ページ参照）

- ア 撮影した日が確認できるようにしてください。
 - ※撮影日がないと受付できませんのでご注意ください。
 - ※黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをしてください。日付機能があるカメラで撮影した写真では受付できません。
 - ※施行箇所が黒板や紙等で隠れないように撮影してください。
- イ 改修箇所がわかるように、番号を付してください（見積書・図面に番号を付与している場合は、番号を対応させてください）

ウ 改修箇所と改修内容が確認できるようにしてください。どこの箇所を、どのような工事をする予定（工事をした）かを写真で確認しますので、場所が特定できる写真を用意してください。固定物が写っていると場所の特定がしやすくなります。

エ 改修前の写真と改修後の写真は同じアングルで撮影してください。

オ 改修の種類ごとの注意点については「4 改修前の写真（19 ページ）」を参照ください。

カ 写真は原則として写真添付用の様式に貼り付けて提出してください。

※写真データを印刷して提出する場合、所定の様式以上のサイズであれば代替えて提出も可能

※遠すぎて判別できない、近すぎて改修箇所がわからないといったことがないようにお願いします。（必要に応じて遠近の写真を複数枚提出してください。）

※その他、手ぶれ、ピントがあっていない、暗すぎる等、判別できない場合は、撮り直しをお願いします。

※写真は、現場確認に代わるもので、施工確認のうえで重要なものです。支払手続を円滑に行うためにもご協力願います。施工の確認ができない場合は、住宅改修費を支給できないことがあります。

※必要に応じて工事中の写真など追加でお願いする事があります。

4 その他

住宅改修費の支給に当たって必要がある場合は、改修後に竣工検査を行う場合があります。住宅改修工事が完了し、住宅改修費支給申請後の竣工検査の結果によっては、当該改修工事の補正を求める場合があります。

適正かつ効果的な介護保険住宅改修を行うためにも、調査にご協力いただきますようお願いいたします。



竣工検査の日程調整について。

検査実施前にご本人もしくはご家族様に日程調整の連絡をさせていただきます。申請書には日中連絡の取れる番号もしくは携帯電話のご記入をお願いします。

【見積書作成例】

御見積書

見積日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(被保険者氏名) 八尾 太郎 様
住所: 八尾市本町〇〇丁目△△番地◇◇号

被保険者氏名
(フルネーム)

住所: 〒***-****
八尾市〇〇町〇-〇-〇
電話番号: 072-***-****
施工業者名: 〇〇工務店
代表者氏名: 河内 次郎
担当者名: 河内 次郎

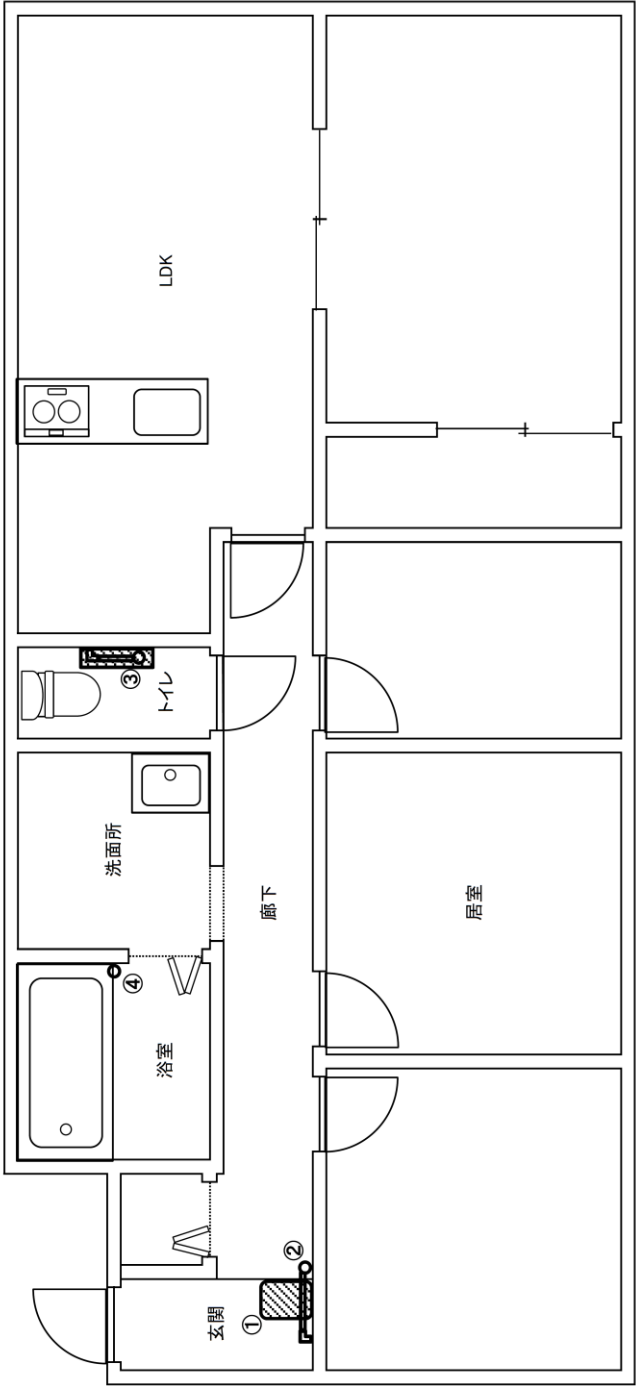
社印

見積金額 73,822 円

うち介護保険支給対象部分 61,040 円

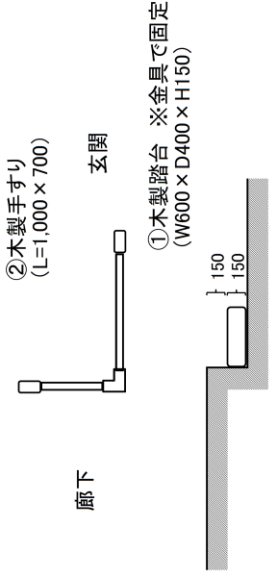
番号	改修場所	改修の名称	改修内容(仕様) メーカー名・商品名・品番・サイズ	数量 (A)	単価 (B)	金額 (A×B)	支給対象部分		対象外部分 金額	備考 算出根拠・定価等
							数量	金額		
①	玄関	段差解消	木製踏台DX1段 600×400×150 M社 0137-3901	1	11,200	11,200	1	11,200		16,000円/1台
			取付費					3,000		
②	玄関	手すり 取付	T社 木製手すりEWT22AG32φ32 1000×700 (2,170/1m)	1.7	2,170	3,689	1	3,689		12,400円/4m
			T社 エントホルダー EWT12BE32Z	2	1,330	2,660	2	2,660		1,900円/個
			T社 L付受ブラケット EWT10BU32N	1	665	665	1	665		950円/個
			T社 コーナーブラケット EWT11BL32S	1	1,190	1,190	1	1,190		1,700円/個
			T社 後付け補強板 EWT22DB1UR	1	3,867	3,867	1	3,867		6,500円/2m
			T社 木口化粧材 EWT25DK1UA	1	1,190	1,190	1	1,190		1,700円/2個入
			取付費					5,000		
③	トイレ	手すり 取付	T社 天然木手すり紙巻器一体型 YHB61FLLC L=650	1	14,700	14,700	1	6,580	8,120	21,000円
			取付費					1,500	2,500	
④	浴室	手すり 取付	T社 インテリアバータイプソフトメッシュ TS136GY6R L=600	1	5,950	5,950	1	5,950		8,500円/本
			取付費					4,000		
			諸経費					5,000	1,000	
			合計					55,491	11,620	
			消費税					5,549	1,162	
			総合計					61,040	12,782	

八尾 太郎 様 住宅改修工事計画図



＜施工内容＞

- ① 玄関 : 段差解消 W600 × D400 × H150
- ② 玄関 : 手すり取付 (L型・補強板あり) L=1,000 × 700 (補強板L=1,100 × 800)
- ③ トイレ : 手すり取付 (紙巻器一体型) L=650
- ④ 浴室 : 手すり取付 (縦型) L=600



【事前申請書記入例】

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書		受付番号
(あて先)八尾市長 私は下記の「届出者」を代理人と定め、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書及び支給申請書の提出、事前協議及び「住宅改修事前申請承認通知書」(工事着工の可否の通知)の受領を委任します。また、関係書類 介護保険住宅改修費支給に関する取り扱いを理解のうえ事前申請をします。 被保険者名 △△月◇◇日 を記入する 市本町○丁目△△番地◇ 氏名 八尾 太郎 電話番号 (123) 456 - 7890		
被保険者	見積書に記入されている合計額 9 9 9	利用者負担割合 1割・2割・3割
改修費用(総額)	200,000 円	着工予定日 年 月 日
支給申請時の申請方法を記入してください。 ※「受領委任払い」の場合、受領委任登録番号も記入してください		負担割合証(P.7参照)を確認し記入してください
申請方法	1. 償還払い (2. 受領委任払い(受領委任登録番号: 000)) (担当者: 河内 次郎)	
確認事項	(1) 住宅所有者 本人 ☒ 配偶者・親族(本人との続柄)・市営・府営・賃貸 (2) 住宅の種別 在宅 ☒ 入院(所)中 ☐ 退院(所)予定日(令和 年 月 日) 住宅所有者を記入してください	
(3) 住宅改修の目的 無 ☒ 有 (※「有」の場合、障がい福祉課が窓口となります) 被保険者の現在の所在について、「在宅」・「入院・入所中」かを記入してください ※「入院・入所中」の場合、「退院・退所予定日」も記入してください		
改修内容	2. 段差の解消 5. 洋式便器等への便器の取替え 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための 6. その他必要となる付帯工事 床又は通路面の材料の変更	
工事着工	可・不可・保留	【八尾市からの確認事項】 ※確認できない場合、保険対象外となることがあります。
受付書類	1. 見積書 2. 図面 3. 改修前の写真(日付入り) 4. 住宅改修が必要と認められる理由書 5. 住宅所有者の承諾書 6. 住宅改修支援費支給申出書	
備考	1. 新規・更新申請中 2. 過去の介護保険住宅改修利用(無・有)リセット適用(無・転居・介護度3段階アップ)	

住宅改修の事前申請につき上記のとおり受付いたしました。

- * 工事の着工は「住宅改修事前申請承認通知書」にて着工の可否を確認してからおこなってください。なお当該通知書は改修内容を承認するものであり、正式な給付決定を行うものではありません。
- * 工事内容等変更が生じた場合には、高齢介護課までご連絡ください。
- * 被保険者の現住所と住民票の届出住所が異なる場合には、支給できませんので、ご注意ください。
- * 工事完了後、支給申請時には必ず「住宅改修事前申請承認通知書」をご提出ください。
- * 認定結果が「自立」の場合、支給申請出来ませんのでご注意ください。
- * 退院・退所後でないと支給申請出来ませんのでご注意ください。

この件に関するお問い合わせは

八尾市高齢介護課 〒581-0003 八尾市本町1-1-1
 TEL (072)924-9360 FAX (072)924-1005

受付印

受領委任用

被保険者名
を記入する

被保険者名
を記入する

訂正がある場合は二重線で訂正する
例) 支給申請時点で被保険者が死亡等

訂正がある場合は二重線で訂正する
例) 支給申請時点で被保険者が死亡等

事業所登録番号
を記入する

事業所登録番号
を記入する

注意・申請日時点で保険料の滞納、もしくは給付制限を受けている場合は、この申請書は利用できません。
・この申請書と共に、領収証及び完成後の状態が確認できる書類等を添付して、申請してください。

・この申請書と共に、領収証及び完成後の状態が確認できる書類等を添付して、申請してください。

市記入欄（以下記入不要）

整理番号

先の申請に基づき、以上のとおり決定してよろしいか。

28

【支給申請書記入例 償還払用】

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

被保険者氏名	八尾 太郎		保 険 者 番 号	マイナンバーの取扱いについて (P.14)を参照下さい。										
			被 保 険 者 番 号											
			個 人 番 号											
住 所	〒 〇〇〇 - △△△△ 八尾市本町〇丁目△△番地◇◇号		電話番号 (1 2 3) 4 5 6 - 7 8 9 0											
住宅の所有者	本人 ☒ その他 (氏名:)		改修内容・箇所・ 規模を記入する											
改 修 の 内 容 箇 所 及 び 規 模	玄関 踏み台の設置(W600×D400×H100)		業 者 名		〇〇工務店									
	玄関 手すりの設置(L=1,000×W100)		着 工 日		令和 〇〇年 △△月 ◇◇日									
	トイレ // (L=650)		完 成 日		令和 〇〇年 △△月 ◇◇日									
	浴室 // (L=600)													
改 修 費 用	総額 200,000 円		(内対象額 200,000 円)											
(あて先) 八尾市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 被保険者名を記入する 〇〇年 △△月 ◇◇日 住所 八尾市本町〇丁目△△番地◇◇号 申請者 氏名 八尾太郎 八尾 花子 電話番号 (1 2 3) 4 5 6 - 7 8 9 0 見積書の総額を記入する 介護保険対象額を記入する 訂正がある場合は二重線で訂正する 例) 支給申請時点で被保険者が死亡等														

注意・この申請書と共に、領収証及び完成後の状態が確認できる書類等を添付して、申請してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。（本人の口座以外に振り込む場合には申立書が必要となります。）

口座振替依頼欄	銀行	農協	本店	種 目	口 座 番 号							
	〇〇〇	信用金庫	支店	1 普通預金	9	9	9	9	9	9	9	
	金融機関コード	店 舗 コード	出張所	2 当座預金								
	◇ ◇ ◇ ◇	〇 〇 〇		3 その他								
	フリガナ			ヤオ タロウ								
	口座名義人			八尾 太郎								

市記入欄（以下記入不要）

添 付 書 類		被保険者名義の口座を記入する ※被保険者以外の名義の口座に振込みする 場合は別途「申立書」が必要となります。		理由番号	
1. 理由書	5. 図面			の理由により承認しない。	
2. 承諾書	6. 写真（前）			改修対象外のため。	
3. 領収証	7. 承認通知書			申請書類不備のため。	
4. 明細書				その他	
助 成 制 度	有（障がい）・無	申請金額	円	決定金額	円
備 考 欄		先の申請に基づき、以上のとおり決定してよろしいか。			
給付実績確認日 支給実績 (無・有)		入 力	確 認	同 年 月 日	・ ・
				決 定 年 月 日	・ ・
				通 知 年 月 日	・ ・
				振 込 予 定 日	・ ・

【領収書作成例】

〈例1〉

償還払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）のみを行った場合

宛名は申請者（被保険者）名
※フルネーム

領収日は工事完了後の日付

領 収 書

領収日 令和〇〇年△△月◇◇日

八尾 太郎 様

領収額 ￥30,000—

但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金として

収 入
印 紙

但し書に介護保険住宅改修
であることを明記する

八尾市本町〇丁目△△番地◇◇号
〇〇工務店

代表取締役 河内 次郎

社印

5万円（消費税除く）以上の場合は、収入印紙
を貼付のうえ、消印を押印する

〈例2〉

償還払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）と支給対象外工事（20,000 円）
を同時に行った場合

介護保険対象分+自費分

領 収 書

領収日 令和〇〇年△△月◇◇日

八尾 太郎 様

領収額 ￥50,000—

但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金として

介護保険対象分 ￥30,000—

自費分 ￥20,000—

収 入
印 紙

但し書に介護保険対象分と
自費分の内訳を明記する

八尾市本町〇丁目△△番地◇◇号
〇〇工務店

代表取締役 河内 次郎

社印

〈例3〉

2割負担の利用者が受領委任払いで、支給対象工事（手すりの取付け 90,000 円）のみを行った場合

領 収 書	
八尾 太郎 様	領収日 令和〇〇年△△月◇◇日
<u>領収額 ￥18,000—</u>	
但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金2割負担分として	
収入 印紙	八尾市本町〇丁 〇〇工務店 代表取締役 河内 次郎 社印

介護保険対象分の2割を記入する

但し書に負担割合を明記する

〈例4〉

受領委任払いで、支給対象工事（手すりの取付け 160,000 円）と支給対象外工事（60,000 円）を同時に行った場合

領 収 書	
八尾 太郎 様	領収日 令和〇〇年△△月◇◇日
<u>領収額 ￥76,000—</u>	
介護保険住宅改修手すり取付工事代金1割分として	
介護保険対象分 ￥16,000—	
自費分 ￥60,000—	
収入 印紙	八尾市本町〇丁 〇〇工務店 代表取締役 河内 次郎 社印

介護保険対象分の1割+自費分
を記入する

但し書に負担割合を明記する

住宅改修実施承諾書

○住 宅 所 有 者 氏 名 (甲) _____

○被保険者もしくは賃借人氏名※ (乙) _____
※賃借人が被保険者と異なる場合に記載

○改 修 を 行 う 住 宅 (住所) _____
(方書 _____)

(改修を行う住宅の種別)	
一戸建 ・ 分譲マンション ・ 借家 (民間) ・ その他 (_____)	
(住 宅 改 修 の 概 要)	
個別・部位	
内容	

甲は乙が居住している上記の住宅について、八尾市介護保険住宅改修費給付を受けて、住宅改修工事を行うことを承諾します。

なお、上記工事施行中および施行後に甲・乙間に問題が生じた際は、甲・乙共に誠意をもって解決するものとし、八尾市に一切の責任を問いません。

(あて先) 八 尾 市 長

令和 年 月 日

住 宅 所 有 者 氏 名 (甲) _____
(乙との続柄 _____)

被保険者もしくは賃借人氏名※ (乙) _____
※賃借人が被保険者と異なる場合に記載

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給にかかる住宅改修 改修（前・後）写真添付用紙

写真現像用

被保険者番号		被保険者氏名	
改修箇所No：		改修箇所No：	
住宅改修種類： ☐ 手すりの取り付け ☐ 段差の解消 ☐ 床材等の変更 ☐ 扉の取替え ☐ 便器の取替え		住宅改修種類： ☐ 手すりの取り付け ☐ 段差の解消 ☐ 床材等の変更 ☐ 扉の取替え ☐ 便器の取替え	
改修前		改修後	

※写真は、それぞれ日付の入ったものとします。日付は黒板等に記入し撮影してください。（デイト機能不可）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給にかかる
住宅改修 改修（前・後）写真データ添付用紙

プリントアウト用

※画像データを貼り付ける際に使用してください。

被保険者番号	被保険者氏名
--------	--------

改修箇所No：	住宅改修種類： ☐ 手すりの取り付け ☐ 段差の解消 ☐ 床材等の変更 ☐ 扉の取替え ☐ 便器の取替え
---------	---

改修前

改修後

（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）	⇒	（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）
---	---	---

改修箇所No：	住宅改修種類： ☐ 手すりの取り付け ☐ 段差の解消 ☐ 床材等の変更 ☐ 扉の取替え ☐ 便器の取替え
---------	---

改修前

改修後

（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）	⇒	（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）
---	---	---

改修箇所No：	住宅改修種類： ☐ 手すりの取り付け ☐ 段差の解消 ☐ 床材等の変更 ☐ 扉の取替え ☐ 便器の取替え
---------	---

改修前

改修後

（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）	⇒	（点線の枠以上のサイズで貼り付けしてください）
---	---	---

※写真は、それぞれ日付の入ったものとします。日付は黒板等に記入し撮影してください。（デイト機能不可）

第3部 理由書の書き方について

介護保険の住宅改修の事前申請・支給申請の審査をする上で、「住宅改修が必要な理由書」はご利用者の状況を把握するのにとても大切な書類となります。同じ要介護度であっても、被保険者の心身の状況、住宅の環境やその日常生活の様子などはそれぞれ異なるので、住宅改修費の支給の可否は、理由書に記載された個々の被保険者の心身の状況、住環境等を勘案した上で、改修内容について審査を行います。

理由書は原則として、担当のケアマネジャーが被保険者の心身の状況及び日常生活上の導線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を確認して作成します。例えば契約前であっても今後介護サービスを利用することが決まっている場合は、原則担当予定のケアマネジャーが作成してください。また、担当のケアマネジャーがいない場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格をお持ちの方も作成いただけますが、必ず八尾市の登録が必要となっておりますので、事前に登録していただきますようお願い致します。

介護保険における住宅改修は、通常のリフォームとは異なります。利用者の自立支援の観点から、他のサービスとの整合性や必要性を判断する必要があるので、よりわかりやすく具体的な記載での理由書の作成をお願い致します。



(P2)

	被保険者氏名	作成者氏名
活動状況	①改善しようとしている生活動作 → ②①の具体的な困難な状況(…なので困っている)を記入してください	
排泄	トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他 ()	改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することによって改善できる)を記入してください → ④改修項目(改修箇所)
入浴	浴室までの移動 ☐ 浴室への入り込み ☐ 衣類の着脱 ☐ 浴室出口からの立ち座り (扉の開閉を含む) ☐ 洗面 ☐ 洗髪 ☐ 身体洗浄 ☐ 浴槽内での移動 ☐ 浴槽外への移動 ☐ その他 ()	改修の方針(…することによって改善できる)を記入してください → ④改修項目(改修箇所)
外出	車いす等、装具の装着 ☐ 履物の着用 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他 ()	改修の方針(…することによって改善できる)を記入してください → ④改修項目(改修箇所)
その他の活動		

「〇〇することによって〇〇が改善できる」というように具体的に記載をしてください。
例えば「安全に立ち座りができる」だけでなく、「便器に座って右側に①の手すりを設置することで、しっかりと体を引き上げることができること、安全に便器からの立ち座りができると」、安全に具体的をお願いします。

また、図面に①などの改修箇所の番号が記載されていますので、それに対応した番号を理由書の方にも記載していただくと、とてもわかりやすくなり、改修箇所が多い場合にも記入漏れを防ぐことができます。

また、別紙を添付していただいても構いません。

1 必要性の有無を再度ご確認ください！

住宅改修は要介護（支援）状態の方が住み慣れた居宅において自立し、安心して日常生活を営むことを目的とするものなので、 unnecessary 改修は給付の対象となりません。再度、必要性の有無を確認し、被保険者の自立を支援するものであるかの検討をお願いします。

<例>廊下に手すりを取り付ける場合

- 「歩行器または車椅子で移動している」→手すりの必要性なし
- 「普段、歩行器または車椅子で移動しているが、体調の良い時は壁をつたって廊下を歩いている」→手すりの必要性あり

<例>ドアノブを握り玉からレバーハンドルに変える

- 「両膝の変形があり転倒を繰り返している」→ノブを変える理由が不明
- 「握力の低下」「リウマチによる手の変形」「脳疾患による左半身麻痺」
→「扉の開閉」に関わる身体状況よく分かる



利用者の状況は日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。利用者の了解のもと、主治医やリハビリの専門職、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。

2 なぜその場所にも必要なのか？

その場所を利用することが被保険者の日常生活において必要な理由を、明確に示してください。生活の動線が分かりにくい場合、追記をお願いすることがあるので、利用者が日常的にどのような動線で生活しているのか、よく分かるように記載してください。

<例>

- 勝手口到手すり→玄関だけでなく勝手口を出入りする理由
- 階段到手すり→2階に行かれる理由
- 1階と2階のトイレ到手すり→両方のトイレを利用する理由

3 理由は具体的に！

全てにおいて理由は具体的に記載してください。不明な点があると、差し替えを依頼する場合があります。

<例>

- 「転倒の危険がある」だけの理由。

↓「どここのような動作」で転倒の危険があるのか全く分からない

「トイレ内に手すりがなく便座からの立ち上がりの際に支持する所がない
ため、不安定で転倒の危険がある」

- 「トイレ内に手すりがなく精神的に不安である」

↓身体的な困難な理由が分からない

心理的な部分だけでは対象にならないので、身体的な部分を詳しく記載する。

4 1つの空間で複数の手すりを取り付ける場合

1つの空間に複数箇所手すりを取りつける場合、用途・目的が異なるため、それぞれに理由を記載してください。

<例>浴室に3本の手すりを取り付ける場合

「浴室内の移動が安全に行える」だけではまとまり過ぎ。

- ① 浴室ドア付近にタテ手すり
- ② 浴室内にヨコ手すり
- ③ 浴槽付近にL型手すり

↓それぞれ使用する目的・理由が違います

- ① 浴室の出入りのため
- ② 浴室内移動や入浴用いすからの立ち上がりのため
- ③ 浴槽へのまたぎ出入りや浴槽内での姿勢保持と浴槽内での立ち座りのため

5 既存のモノがある場合

既存の手すりや踏台などに追加して改修を行う場合、既存のものを示した上でさらに必要な旨を記載してください。

<例>

- ・ご家族様が取り付けした手すり・踏台の補強が不十分でグラグラして危ない。
- ・既存の手すりの高さが合わず安全に使用する事ができない。
- ・片側に手すりはあるが〇〇のため反対側にも手すりがいる。

6 老朽化は対象外

単なる老朽化による改修は、介護保険の支給対象外です。

7 「もしも」の理由のみでは対象外

「もし～になった場合、～になるかもしれない」というような、現状で起こるかどうかわからない理由での改修は認められません。

<例>浴室「扉の取り替え」

「もし狭い浴室内で倒れたら開き戸では救出できない。折れ戸なら安心して入浴ができる。」

↓起こるかどうかわからない

- ・開き戸で現状どのような動作が危険なのか？
- ・折れ戸にすることでどう改善されるのか？

具体的な動作の記載が必要です。

8 複合的な機能を有するモノ

手すりと一体化して別の機能がついているものは、手すりの部分のみが給付の対象となります。理由によっては認められる場合もありますので、必要と考えられる場合はその旨を詳細に記載してください。

<例>トイレ内の「肘掛け付き手すり」

手すりと肘掛けが一体型の場合は手すりの部分のみが対象となります。

ただし、「便器に座っている時に体がふらついて支えが無いとすり落ちてしまう」など、肘掛け部分が必要な理由があれば対象となる場合があります。

<例>手すり「紙巻器」が一体となっているもの

紙巻器の部分は対象外です。

<例>スライドバー付きシャワーヘッド

シャワーヘッド部分は対象外です。

申請および工事全般について

Q 住宅改修の理由書は、誰が作成しなければいけませんか。

A 基本的には対象者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とします。また、その際の理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できないこととされています。

ただし、上記の者がいない場合は、下記の者が作成できます。

- ①事業所に所属する介護支援専門員
- ②八尾市に登録を行っている福祉住環境コーディネーター（2級以上に限る）
- ③八尾市の委託を受け、住宅改修についての相談助言等を行っている専門家

Q 申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、どのように写真を撮影すればよいのですか。

A 黒板や紙等に日付（年月日）を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。なおカメラの日付機能で日付を写し込んでいる場合は撮り直しとなります。

Q 住宅改修の申請の際に、住宅改修前後の写真を添付することとなっているが、その写真の現像料等についても給付の対象となりますか。

A 給付の対象とはなりません。

Q 申請に添付する領収書は写しでもよいのですか。

A 領収書は必ず原本を持参してください。原本は提出書類と申請内容を確認後、「受付完了票」に同封の上、被保険者に対して送付します。

Q 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具による記入の場合、申請は可能ですか。

A 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具による記入の場合、修正や改ざんが容易に可能であり、不正があったものと区別ができないため、受付を行いません。

Q 現在、入院している要介護（支援）者の住宅について、事前に住宅改修を行う場合は給付の対象となりますか。

A 入院中等の場合は、住宅改修が必要と認められないので給付の対象とはなりません。ただし、退院等の予定が明らかの場合などについては、あらかじめ改修しておくことも必要と考えるので、その場合に限り事前申請を行い、退院後等に支給申請をしてください。

なお、この場合、退院等をしないことになった場合は給付の対象となりません。（※施設入所者が退所する場合も同様）

Q 事前申請後、支給申請までの間に、変更、追加の工事が発生した場合はどうしたらよいですか。

A 何らかの事情で住宅改修の計画を縮小・変更する場合には、事前申請の理由書、見積書、図面等を修正する必要がありますので、必ず連絡をしてください。連絡がないまま縮小・変更をおこなった場合は、保険対象外となることがあります。

また、追加が発生した場合は、基本的には別の件として取り扱いますので、新たに事前申請をお願いします。

Q 要介護（支援）者が何らかの事情で一時的に子の住宅に身を寄せていて、子の住宅を改修しようとする場合は給付の対象となりますか。

A 介護保険の住宅改修は、現に居住する介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅を改修した場合のみが対象となるので、一時的に居住するための住宅改修を給付の対象とすることはできません。

Q 施設入所している要介護（支援）者が月に数回帰宅する住宅を改修する場合は給付の対象となりますか。

A 施設入所者の生活の拠点は施設です。介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は給付対象とはなりません。（※入院中の者の場合も同様）

Q 介護の認定申請中に住宅改修はできますか。

A 要介護（支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「自立」となった場合は、介護保険の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担になります。

Q 新築や大規模なリフォーム、増築を行った場合、住宅改修は給付の対象となりますか。

A 住宅の新築や大規模なリフォーム、増築による拡張部分は給付の対象とはなりません。また、改修理由が家屋の老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も給付の対象とはなりません。ただし、新築や増築等の竣工日以降に必要性が生じた住宅改修は給付の対象となります。

Q 事前承認決定後に住宅改修を着工したが、工事完成前に容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合、住宅改修費はどのようになりますか。

A 入院等するまでに完成し、現に使用した部分までを給付の対象とします。また、以下の場合も同様の取り扱いとします。

- ①工事完成前に施設等に入所した場合
- ②工事完成前に死亡した場合
- ③工事完成前に更新で「自立」になった場合

Q 賃貸アパートや分譲マンションの廊下などの共用部分は給付の対象となりますか。

A 賃貸アパートや分譲マンション等の集合住宅の場合、一般的に要介護（支援）者の専用の居室内に限られるものと考えられるため原則給付の対象とはなりません。

Q 一つの住宅に複数の被保険者がいる家を改修する場合、支給限度基準額は40万円になりますか。

A 住宅改修費の支給限度基準額の管理は被保険者ごとに行うため、2人あわせて40万円という考え方はとりません。一つの住宅で同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われる場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に必要な改修範囲を特定し、その範囲が重複しないように、被保険者ごとに申請をおこなうこととなります。

Q 賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は給付の対象となりますか。

A 給付の対象とはなりません。

Q 家族が大工業を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、給付の対象とすることができますか。

A 要介護（支援）者が自ら住宅改修のための材料を購入し、家族により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることができます。ただし、工賃は給付の対象とはなりません。

Q 自宅の住宅改修を大工業を営む家族が行ったが、材料費の領収書は改修を行った家族が経営する会社が発行したのではなく、材料購入先の店のものでなければならぬのですか。

A 原則には、材料購入先の店の領収書が必要となります。しかし、会社が材料を一括購入しているために、住宅改修の対象経費のみの領収書がない場合には、家族が経営する会社の領収書でもやむを得ません。ただし、金額は通常考えられる程度の額でなければなりません。

Q 領収書の金額によって収入印紙が必要ですか。

A 5万円（消費税除く）以上、100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙が必要です。

Q 領収書の宛名は申請者でなくても良いですか。

A 必ず領収書の宛名は申請者となります。

手すりの取り付けについて

Q 以前に設置した手すりが老朽化したことから、それに替わる新たな手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

A 単に老朽化したとの理由であれば給付の対象とはなりません。

Q 手すりの取り付けの下地補強の際、張替の必要になったクロスは費用は給付の対象となりますか。

A 補強した部分のみのクロスにかかる費用は対象としても差し支えないと考えますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであるならば、クロスは費用は給付の対象とはなりません。

Q 手すりには、円柱形などの握る手すりの他、上部平坦型（棚状のもの）やはね上げ式の手すりもあるが、給付の対象となりますか。

A 要介護（支援）者の身体状況や取り付け位置の環境条件から給付の対象となります。

なお、完全に取り外しが可能な脱着手すりについては給付の対象とはなりません。

Q 転落防止、体位の保持のための柵の設置は、手すりの設置として給付の対象となりますか。

A 給付の対象とはなりません。

Q 既に手すりが設置してあるが、要介護（支援）者の身体状況の変化により、既存の手すりでは機能が十分でなくなり、新しい手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。また、上記に付帯して必要となる既存の手すりの撤去にかかる費用についても給付の対象となりますか。

A 要介護（支援）者の身体状況の変化に起因するものであれば、ともに給付の対象となります。ただし、身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはならない理由を理由書に詳しく記載してください。

Q 玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか。

A 屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。

Q スライドバー付きシャワーフックの設置は給付の対象となりますか。

A シャワーフック部分は給付の対象とならないため、手すりのサイズのみを按分した金額が給付の対象となります。

段差の解消について

Q 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、給付の対象となりますか。

A 身体状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り給付の対象となります。

- ①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合
- ②浴室床を滑りにくい床材への変更に目的とする場合
- ③浴室床と浴槽底の高低差や浴室の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

Q 玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際に床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として給付の対象となりますか。

A 段差解消工事に付帯する工事と考えられ、給付の対象となります。

Q 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は給付の対象となりますか。

A 式台については、固定したものは段差解消として支給の対象となりますが、持ち運びが可能なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は段差解消として給付の対象となります。

Q 玄関から道路までの動線上の段差や傾斜を解消する工事は給付の対象となりますか。

A 屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。

Q ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置については、給付の対象となりますか。

A 給付の対象とはなりません。

Q 昇降機、リフト、段差解消機等の設置および設置に伴う付帯工事は給付の対象となりますか。

A 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事（付帯工事含む）は対象とはなりません。また、手動であっても対象とはなりません。

Q 浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも給付の対象となりますか。

A 浴槽の縁も「段差」に含まれるものとして考えられるため、給付の対象となります。

Q 洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付の対象となりますか。

A 生活動線を支援するものであり給付の対象となります。

Q 洗濯物を干すために庭に降りる際に転倒する可能性があるため、ウッドデッキを作成し居室と外の段差の解消をした場合、給付の対象となりますか。

A ベランダの増設に該当すると判断し、給付の対象とはなりません。

Q 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の工事は付帯工事として取り扱うことができますか。

- ①水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水洗の蛇口の位置の変更
- ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の床との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
- ③上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取り替えの工事

A ①から③いずれの場合も給付の対象となります。

Q 浴室床の段差を解消するため、すのこを作成し、浴室に設置する場合は給付の対象となりますか。

A 浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限り）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

Q 屋外のスロープを木材で作成する場合、給付の対象となりますか。

A 介護が長時間続くことを考慮し、強度と安全性の観点から、原則認められません。ただし、費用の面などから木材でないと対応できない場合については、市に相談のうえで個別に対応します。

Q 屋外のスロープの幅について、なにか制限がありますか。

A 原則として、1 m以内とします。

ただし、身体的な理由などから、それ以上の幅のスロープが必要な場合には、1 m以上のスロープを作成することも可能です。この場合には理由書に介護環境を詳しく記載してください。理由なく1 m幅を超える場合には、その費用について面積比で按分してください。

Q 屋外のスロープを施工する際、1 m幅では、車いすが転落してしまう恐れがある場合に、1 m幅以上のスロープを作成することができますか。

A 幅を広げたとしても、転落する恐れは解決できないため、保険給付の対象とはなりません。

この場合、輪止めを作成するなどして対応してください。（この場合の輪止めの作成費については、段差解消の工事の付帯工事として支給対象となります。）

Q 収納付き踏み台など、踏み台に付帯する別の機能を有するものについて、給付の対象となりますか。

A 通常通り踏み台として使用できるものであれば給付の対象となります。

ただし、要介護（支援）者に身体状況等を勘案し、危険な形状と判断した場合は給付の対象外となります。

滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更について

Q 家屋の老朽化により、ゆがんだ廊下の床材を取り替える住宅改修は給付の対象となりますか。

A 老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗が理由である場合は給付の対象とはなりません。

Q 車いすの通行等により傷んだ廊下の床材を取り替える住宅改修は給付の対象となりますか。

A 老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗が理由である場合は給付の対象とはなりません。

Q 屋外の通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか。

A 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。ただし、タイル・レンガについては、滑りにくいことがカタログ等で確認でき、路盤を平滑にできるものに限ります。また、これらの工事に伴う路盤の整備は付帯工事として給付の対象となります。

Q 階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたりカーペットを貼り付けたりする場合は給付の対象となりますか。

A 床材の変更として給付の対象となります。ただし、カーペットを置くだけであれば対象となりません。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと躓き、転倒したりする危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

Q 工事や取り付け作業を要さない床に置くだけの滑り止め用床材は給付の対象となりますか。

A 床に置くだけなら給付の対象外であるが、設置のために接着等の工事を伴うものであれば対象となる。ただし、浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけのものを接着剤にて固定したとしても対象とはなりません。

Q 要介護（支援）者の意向によりフロアから畳へ床材を変更する場合は給付の対象となりますか。

A 床材を「滑りにくいもの」への変更を想定しているため、畳への変更は給付の対象とはなりません。

引き戸等への扉の取替えについて

Q 扉そのものは取り替えないが、右開きを左開きに変更する工事は給付の対象となりますか。

A 扉そのものは取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて扉の性能を替えたのであれば給付の対象となります。具体的には、上記のように吊り元を変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられます。

Q 要介護（支援）者が車いすで移動されるようになり、トイレの間口が狭く移動が困難なため、間口を広げ扉を取り替えた。引き戸から引き戸への変更であるが、給付の対象となりますか。

A 要介護（支援）者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので、給付の対象となります。

Q 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため扉を取り替える場合、給付の対象となりますか。

A 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば給付の対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば給付の対象とはなりません。

Q 扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、給付の対象となりますか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても給付の対象となりますか。

A 単なるカーテンでは給付の対象となりませんが、アコーディオンカーテンであれば要介護（支援）者の身体状況と交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば給付の対象となります。

また扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として給付の対象となります。

Q 車いすの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、給付の対象となりますか。

A 要介護（支援）者の身体状況に基づいた理由に基づけば給付の対象となります。ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく理由書に記載してください。

Q 引き戸から引き戸への取替えて、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象となりますか。

A コンセントの取外しと移設費は支給対象とすることができるが、配線工事は給付の対象とはなりません。

Q 門扉の取り替えは、給付の対象となりますか。

A 住宅改修の扉の取り替えは、扉を取り替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、外出の際の導線上にあって、身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

Q 壁であったところを一部取り払い、扉を設置する工事は給付の対象となりますか。

A 従来、「引き戸等への扉の取替え」は、扉位置の変更等を含め扉の取替えとされていたが、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあるので、その場合に限り、「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付の対象となります。

この場合には、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の見積書を提出してください。

ただし、対象となるのは「扉の取替え」となっているので、既存の扉を継続して利用する場合は給付の対象とはなりません。

Q

扉の取替えにあわせ、車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は給付の対象となりますか。

A

住宅改修の項目にないため、給付の対象とはなりません。

洋式便器等への便器の取替えについて

Q

便器の取り替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認めることになっているが、どの程度の工事が給付の対象となりますか。

A

非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合は便器本体工事とともに水洗化の工事が行われるが、このような場合、水洗化の工事は給付の対象とはなりません。「便器の取替え」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。

Q

要介護（支援）者に適応するよう洋式便器の向きを変える工事は給付の対象となりますか。

A

給付の対象となります。

Q

和式便器から、洗浄機能等がついた洋式便器への取り替えは給付の対象となりますか。

A

洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては給付の対象となります。その際には、当該便器の電源を確保する電気工事は付帯工事として認められません。

Q

既存の洋式便器の便座から暖房便座・洗浄機能等が付加された洋式便座に取り替える場合は給付の対象となりますか。

A

暖房便座・洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、要介護（支援）者の身体状況に関わらず給付の対象とはなりません。

Q リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便器から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして給付の対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A ①は給付の対象となります。

②は既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば給付の対象とはなりません。質問のように当該要介護（支援）者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば給付の対象となります。なお、購入費支給の対象となる福祉用具「補高便座」を指定事業者から購入する等検討してください。

※住宅改修で便座を取り付けずに、福祉用具購入の対象となる補高便座を取り付けることはできません

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の対象となります。

Q 腰掛便座を購入して和式便器を洋式便器風に使用していたが、洋式便器へ取り替えたいが給付の対象となりますか。

A 要介護（支援）者の身体状況に腰掛便座では不都合な理由がある場合は給付の対象となります。

Q 現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は給付の対象となりますか。

A 和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用についてのみ給付の対象となります。

なお、既存の和式便器のトイレをそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、取り替えにあたらなため給付の対象とはなりません。

Q 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が 3 日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる費用は給付の対象となりますか。

A 仮設トイレの設置費用は給付の対象とはなりません。

Q 車いすの要介護（支援）者が、現在の洗面台では車いすがつかえてしまい、顔を洗うのに不自由なため、車いすでも利用しやすい洗面台に取り替えたいとのことですが、給付の対象となりますか。

A 住宅改修の項目にないため、給付の対象とはなりません。

お問い合わせ先

八尾市 高齢介護課 給付担当
TEL 072-924-9360